

序 章

障害者アクセシビリティの目的と課題

小林 昌之

はじめに

2006年12月の国連障害者権利条約の採択により¹⁾、障害者²⁾の人権に関する国際社会のコンセンサスがまとまり、障害分野においても権利に基づくアプローチによる開発枠組みが整った。同条約は、障害者の人権および基本的自由の完全な享受ならびに障害者の完全な参加を促進することにより、社会の人的・社会的・経済的開発ならびに貧困根絶の著しい前進がもたらされることを強調している。障害者の問題は貧困削減の重要な一部であり、障害者の雇用と教育はその中核的課題であり、開発途上国においても対応に向けた法整備が進められている（小林2010）。

障害者雇用については、合理的配慮の提供を含む差別禁止法制および積極的差別是正措置としての障害者割当雇用制度の整備が考慮されている。一方で、障害者が一般労働市場で就労するためには、その前提として十分な教育・訓練を受けることが必要となっている。教育の有無は必ずしも実際の雇用に直結しないものの、開発途上国においても一般企業に障害者雇

1) 2006年12月13日に国連総会で採択、2008年5月3日に発効。

2) 「障害」の概念や用語法は重要な論点でもあるが、本書は基本的に障害者権利条約が立脚する障害の社会モデルの視点に立ち、「障害」を個人の属性ではなく、社会の側に存在する問題であるとする。したがって、「障害者」の表記は社会によって不利益を被っている人という意味を含意する（杉野2007, 5-6）。

用を求める法制度が整備されつつあるなか、実際の採用にあたっては障害者の働く能力の基礎となる教育・訓練の欠如が阻害要因の1つとなっていることが判明している（小林2012）。そのうえ障害者の雇用と教育の法整備に加え、障害者が実際にその権利を実現するためには、通勤および通学的手段ならびに情報・コミュニケーションなどへのアクセシビリティの保障が不可欠であることが指摘されている（小林2015）。障害者権利委員会が「アクセシビリティ」を一般的意見第2号としてとりあげ、アクセシビリティは障害者が自立して社会に完全かつ平等に参加するための前提条件であることを強調していることからその重要性がうかがわれる（CRPD 2014）³⁾。このように、いずれの課題の実現にもアクセシビリティの保障が不可欠となっている。

2006年に採択された障害者権利条約は障害者の権利に関する国際規範としてこのことを認識し、締約国に障害者の物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれまたは提供されるほかの施設およびサービスへのアクセシビリティ保障を求めている。そこで、本書では、障害者のアクセシビリティに焦点を当て、障害者権利条約の諸規定を基準に、アジアの障害者が直面している施設、交通、情報、サービスなどへのアクセスの障壁ならびに解消に向けた法整備の実態を分析し、課題を明らかにすることを目的とする。条約が要求するアクセシビリティ保障のための法制度が各国においてどのように構築され、どのような課題を抱えているのか明らかにすると同時に、対象国間の比較により共通の課題の発見につとめる。対

3) 一般的意見第2号は、アクセシビリティと合理的配慮との関係について以下のように解説している。アクセシビリティは集団に関するものであるのに対して、合理的配慮は個人に関するものである。したがって、アクセシビリティの提供は事前の義務であり、締約国は、障害者個人からある場所やサービスを利用したいと要求される前に、アクセシビリティを提供する義務がある（CRPD 2014, para.25）。アクセシビリティ基準を適用してもアクセス確保が十分でない場合、個人に対しては合理的配慮が適用可能となる。締約国は、緊縮財政を理由に、漸進的なアクセシビリティの確保を回避することは許されない。アクセシビリティ実施の義務は無条件である。これに対して、合理的配慮の義務は、事業体に過剰負担がない場合に存在する（CRPD 2014, para.25）。

象国は条約制定に地域として主導的に取り組んだ国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に属するアジアの6カ国（韓国、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、インド）とする。

以下、本章では、まずアクセシビリティ確保の目的と課題について障害者権利条約の内容と日本の現況を論じ、つぎにアクセシビリティに関する先行研究を概観したうえで本書の構成として要約を紹介し、最後に若干の考察を行う。

第1節 障害者権利条約とアクセシビリティ

1-1 障害者の機会均等化に関する基準規則

国連においては、1982年に採択された「障害者に関する世界行動計画」⁴⁾が「機会の均等化」とは社会の全体的な体制が万人によってアクセス可能となるプロセスであると定義し、加盟国に対して物理的環境の改善などを提案している（UN 1983）。その後、1993年の国連総会決議で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」⁵⁾のなかで、政府は社会のすべての領域の機会均等化過程において、アクセシビリティの重要性を認識すべきであることが記されている⁶⁾。規則5は、障害者の物理的環境へのアクセスのみならず、情報・コミュニケーションへのアクセス確保についても言及している。物理的環境は、住宅、建造物、公共輸送サービスなどを含み、情報・コミュニケーションはさまざまなサービスの情報、各種言語情報へのアクセス、メディア、コンピュータなどの利用を含む。これらのアクセシビリティ基準の策定、情報サービス利用の方策策定にあたっては、障害当事者の意見聴取が求められた。しかし、基準規則はアク

4) 国連総会決議 37/52 (1982)。

5) 国連総会決議 48/96 (1993)。

6) アジアではESCAPにより「アジア太平洋障害者の10年行動計画（1993-2002）」の物理的バリアフリー環境の整備を推進するためのガイドラインが作成されている（ESCAP 1995）。

セシビリティ確保を広範に打ち出しているものの、決議自体の効力は勧告にとどまっている。

1-2 障害者権利条約

これに対して2006年の障害者権利条約は、国際条約として締約国を拘束する。障害者権利条約は、アクセシビリティを一般原則の1つに位置づけるとともに、個別条文を設けた。第9条「アクセシビリティ」(Accessibility, 外務省公定訳：施設及びサービス等の利用の容易さ)は、障害者が自立して生活し、生活のあらゆる側面に完全に参加できるよう、他の者との平等を基礎として、都市および農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信⁷⁾(情報通信機器および情報通信システムを含む)、ならびに、公衆に開放され、または提供されるほかの施設およびサービスのアクセスを確保するための適切な措置をとることを締約国に求めている。

障害者権利条約が対象とする、アクセシビリティは、建築物、輸送機関、情報通信、サービスなどの所有者、提供者の法人格や民間・公共の別などの性質は関係なく、それらが公衆に開かれ、または提供されるかぎり、対象となる(CRPD 2014, para.13)。また、これらアクセスの不提供は、差別行為とみなされるべきとされている。

さらに、第9条は、締約国がとるべき一般的な措置に加えて、具体的な措置を明示している。まず、一般的な措置として、①建物、道路、輸送機関その他の屋内および屋外の施設(学校、住居、医療施設および職場を含む)および②情報、通信その他のサービス(電子サービスおよび緊急事態にかかわるサービスを含む)について、それらへのアクセシビリティに対する妨げおよび障壁を特定し、撤廃する措置をとることを求めている。「その他の屋外の施設」には、法執行機関、裁判所、刑務所、社会機関、社会交

7) 「情報通信」(information and communications)のcommunication(コミュニケーション)については、第2条「定義」で、「意思疎通(communiation)とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディアならびに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的および代替的な意思疎通の形態、手段および様式(利用しやすい情報通信機器を含む)ことが記されている。

流・娯楽・文化・宗教・政治・スポーツなどの活動の場、および、商業施設が含まれる。また、「その他のサービス」には、郵便、銀行、電気通信・情報サービスが含まれる（CRPD 2014, para.17）。

つづけて、第9条は、そのほかの適当な措置として、以下の8つの具体的措置を挙げている。

- (a) 公衆に開放され、または提供される施設およびサービスのアクセシビリティに関する最低基準および指針を作成、公表し、当該最低基準および指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、または提供される施設およびサービスを提供する民間の団体が、当該施設およびサービスの障害者にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) アクセシビリティに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示および読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開放される建物その他の施設のアクセシビリティを促進するため、人または動物による支援（live assistance）および仲介する者（案内者、朗読者および専門の手話通訳を含む）を提供すること。
- (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対するほかの適当な形態の援助および支援を促進すること。
- (g) 障害者が新たな情報通信機器および情報通信システム（インターネットを含む）を利用する機会を促進すること。
- (h) 情報通信機器および情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器および情報通信システムの設計、開発、生産および流通を促進すること。

これにより、締約国は、障害者が物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれまたは提供されるほかの施設およびサービスにアクセスすることを保障するため、障壁撤廃、基準策定、媒介者によるサービス提供などの適切な措置をとることが求められた。第9条「アクセシビリティ」は、障害者権利条約が謳う教育、労働、政治参加などあらゆる権利の実現

にかかわり、とくに第20条「個人の移動を容易にすること」(Personal mobility)⁸⁾ および第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」(Freedom of expression and opinion, and access to information)⁹⁾ と関係が深い。第21条では、自らが選択する手段・形態による表現の自由、ならびに、知る権利の行使を容易にするための措置を締約国に求めている。

1-3 一般的意見第2号「第9条：アクセシビリティ」

上述のとおり、アクセシビリティについては、その重要性から2014年に障害者権利委員会が一般的意見第2号「第9条：アクセシビリティ」を発している¹⁰⁾。本意見は、序、規範内容、締約国の義務、条約のほかの条文との関係の章で構成されている。一般的意見は、冒頭でまず、アクセシビリティは、障害者が自立して生活し、社会に完全かつ平等に参加するための前提条件であると明示した。そして、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器および情報通信システムを含む)、ならびに公衆に開かれまたは提供されるほかの施設およびサービスへのアクセスがなければ、障害者が、それぞれの社会に参加する平等な機会を得ることはないと強調する(CRPD 2014, para.1)。

同様に、一般的意見は、アクセシビリティは、障害者が自立して生活し、社会に完全かつ平等に参加し、ほかの者との平等を基礎として、すべての人権と基本的自由を、制限されることなく享受するための前提条件で

8) 第20条(外務省公定訳)

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること(これらを負担しやすすい費用で利用可能なものとするを含む)。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業者に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

あるとしている（CRPD 2014, para.14）。そして、アクセシビリティは、障害者の視点に基づいてアクセスの権利の文脈で考慮されるべきであるという。言い換えれば、アクセシビリティの確保は、障害の社会モデルが追求すべきすべてのものの基礎にあるといえる。

アクセシビリティ確保にあたって、新しく建造する場合はユニバーサルデザインなどの原則に従う義務があるのに対して、既存の物理的環境、輸送機関などの改善は漸進的に実施することが認められている。しかし、不作為が認められているのではなく、締約国は、完全なアクセシビリティを達成することを目的として、既存の障壁の撤廃に向けて、明確な期限を設定し、適切な資源を割り当てなければならないとされる（CRPD 2014, para.24）。また、当局と事業者の義務を明確に規定し、効果的な監視の仕組みとアクセシビリティ基準を遵守しない者に対する制裁の整備が求められている（CRPD 2014, para.24）。

さて、障害者権利委員会は、各国との建設的対話をとおして発見した、アクセシビリティの共通課題を2つ挙げている（CRPD 2014, para.10）。1つは、アクセシビリティ基準や関連法規の実際の実施を確保するための適

9) 第21条（外務省公定訳）

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

10) 和訳は日本障害者リハビリテーション協会仮訳参照(http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc2_2014_article9.html 2018年4月27日最終アクセス)。

切なモニタリングの仕組みを欠いていることである。もう1つは、関係者への研修不足とアクセシビリティ確保のプロセスに障害当事者が十分に関与していないことである。各章の分析においても、障害者権利委員会が指摘するこのモニタリングと障害者の関与の問題が議論の焦点の1つとなっている。

1-4 アクセシビリティに対する日本の対応

日本は、障害者権利条約が採択された2006年に、従来、建築物と交通の2つに分かれていた法律を統合拡充し、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）を制定した¹¹⁾。それまでは、1994年に制定された、不特定多数の人および高齢者や身体障害者が利用する建築物のバリアフリー化を定めた「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と旅客施設の周辺のバリアフリー化を定める2000年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）の二本立てとなっていたため、連続的なバリアフリー化がはかられない、あるいは、バリアフリー化が旅客施設を中心としたエリアにとどまっているという問題が指摘されていた（バリアフリー新法研究会2007, 4）。

バリアフリー新法では、その正式名称が示しているとおおり、対象となる障害者が従来の「身体障害者」から知的障害者、身体障害者、発達障害者を含むすべての「障害者」へと拡大している。また、バリアフリー化の対象は、従来の建築物、駅、鉄道車両、バスなどから路外駐車場、都市公園、施設間の経路、タクシーも加えられるなど生活空間の拡大が試みられている。さらに、市町村が基本構想を策定する場合は、高齢者や障害者などの当事者が、特定事業の実施主体予定者とともに計画段階から協議に参加できるよう協議会制度が法定化された（バリアフリー新法研究会2007, 6-7）。

11) 平成18年法律第91号。

他方、情報アクセシビリティ保障については、放送法¹²⁾がテレビ局などの放送事業者に、視覚障害者に対する解説放送、聴覚障害者に対する字幕放送の付与をできる限り多く設けるようにしなければならないと規定するにとどまっている。これに基づき「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」が策定され、普及目標が示されるとともに、放送事業者の自主的な取り組みを促すために「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」¹³⁾が制定された。解説と字幕の付与の制作費に助成金が公布され、その対象は手話やCM字幕の付与などの整備に拡大されてきている。これらに対して障害当事者からは、目標達成は当然のこと、災害時や生放送への字幕等の付与の強化、24時間化、地域格差の解消などが求められている。

第2節 アクセシビリティに関する先行研究

先行研究としては、高嶺（2008）「障害と開発—インフラ事業におけるアクセシビリティの国際的動向—」が国際動向の概要を紹介し、開発途上国でのインフラ事業における障害者支援の重要性を説いている。開発過程における障害者のアクセシビリティの位置づけは参考となるものの、物理的環境の論述が中心であり、個別国については論じていない。個別国をとりあげたものとしては、日本福祉のまちづくり学会の学会誌『福祉のまちづくり研究』（Vol.12 No.1・2 合併号, 2010）の特集「アジアのバリアフリー／ユニバーサルデザイン環境」が、各論においてアジア9カ国・地域のバリアフリー事情および関連法制度を概説している。これをもとに、佐藤（2016）は、アジア諸国のバリアフリー関連法、技術基準・規格などについて、それら相互の制定根拠としての関係性、取り込み方や参考などの関係性について詳細な分析を行っており、建築物を対象とするバリアフ

12) 昭和25年法律第132号。

13) 平成5年法律第54号。

り環境整備に関する法律に限定されているものの、どのような順を追って法整備がなされていくのか、アジア諸国の法制度の発展を理解するうえでとても示唆的である。本書においては、関連法制の情報を更新することのみならず、障害当事者からの視点を加え、関連法制の成立および履行過程における問題点を追究する。上野（2014）「ベトナム社会におけるバリアフリー—東アジア三都市の公共交通機関のバリアフリー化と比較して—」は、ベトナムのバリアフリーを障害当事者、事業者、政府の三者とこの関係に影響力を有する市民を視座に分析を行った博士論文である。障害当事者の視点から実際のアクセシビリティの課題を浮かび上がらせているが、公共交通機関が中心となっている。本書ではこれをさらに障害者権利条約が定めている施設や情報・コミュニケーションのバリアフリー化を対象を広げ検討する。

公衆に開かれたサービス、情報アクセシビリティに関しては、アジア経済研究所図書館が『アジ研ワールド・トレンド』（2015.4）において「図書館と障害者サービス—情報アクセシビリティの向上—」の特集を組んでいる。2013年に世界知的著作権機関（WIPO）が「盲人、視覚障害者及び通常の印刷物では読めない障害のある人々による出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」¹⁴⁾を採択したことを契機に、障害者の書籍へのアクセスや図書館サービスに対する関心が高まっており、特集では開発途上国の取り組みが紹介されている。

日本では、1994年の「ハートビル法」、2000年の「交通バリアフリー法」ならびにそれらを統合した2006年の「バリアフリー新法」に関連して、建築物や公共交通のバリアフリー化に関心が寄せられ、概説書や技術書が多数発行されている（たとえば、バリアフリー新法研究会（2007））。しかし、開発途上国における障害者のアクセシビリティに関する論文は稀少である。アジア諸国において、建物のバリアフリー化については建築基準を定める法令が¹⁵⁾、また情報通信については技術基準などが制定されつつ

14) 著作権の例外を容認することで、障害者がアクセス可能な方式で作品を作成し直すことを認めている。

あることは部分的に判明しているものの¹⁶⁾、障害者のアクセシビリティ保障にかかわる法制度の現状は十分に明らかになっておらず、その実態解明が必要となっている。

第3節 本書の構成

障害者権利条約では、障害者のアクセシビリティの必要性が認識され、締約国に障害者の物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれまたは提供されるほかの施設およびサービスへのアクセス保障を求めた。本書では国別に障害者権利条約の諸規定を基準に、障害者が直面している施設、交通、情報、サービスなどへのアクセスの障壁ならびに解消に向けた法整備の実態を分析し、課題を論じている。

本書で検討した韓国、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、インドの6カ国はいずれも障害者権利条約を批准し、国内法として包括的な障害者法を整備している（表序-1）。対象国が属するESCAPも「第3次アジア太平洋障害者の10年（2013～2022年）」の行動計画として「インチョン戦略」を採択し、その目標の1つに「物理的環境、公共交通機関、知識、情報及びコミュニケーションへのアクセスを高めること」を掲げた（ESCAP 2012）。しかしながら、施設や交通のみならず、障害者権利条約が定める、

15) 国際的な標準に関しては、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）および国際電気通信連合（ITU）がアクセシビリティについて協力している。アクセシビリティ標準を策定するにあたってのガイドラインも策定されており（ISO/IEC Guide 71:2014）、これに基づいて各分野の標準が作成されることになっている。なお、建築物については2011年に「建築—建造物環境のアクセシビリティとユーザビリティ」(ISO21542:2011)が出されている。

16) 情報通信技術（ICT）については、たとえば、2012年に採択された国際電気通信規則は、これまでの国際電気通信連合（ITU）の関連する勧告をふまえ、障害者の国際電気通信サービスへのアクセスの権利を打ち出している。また、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム（W3C）は、ウェブコンテンツをアクセシブルにするため、2008年にWeb Content Accessibility Guidelines 2.0（WCAG2.0）の採用を勧告し、そのための解説書や実装例集を出している。

表序-1 アジア地域の条約締結状況とアクセシビリティ関連法

国名	CRPD ¹⁾	制定年	障害者立法	制定年	アクセシビリティ関連法
日本	◎	1970年	障害者基本法(2011年改正) ²⁾	2006年	バリアフリー新法
		2013年	障害者差別解消法	1993年	通信・放送身体障害者利用円滑化事業推進法
韓国	◎	1989年	障害者福祉法(1999年改正)	1997年	障害者・高齢者・妊婦等便宜増進保障法
		2007年	障害者差別禁止・権利救済法	2005年	交通弱者の移動便宜増進法
北朝鮮	◎	2003年	障害者保護法		
モンゴル	◎	2016年	障害者権利法	2004年	障害者建築計画規範
中国	◎	1990年	障害者保障法(2008年改正)	2012年	バリアフリー環境建設条例
香港	- ³⁾	1995年	障害差別条例(Cap.487)	1995年	建築物条例(Cap.123)
マカオ	- ³⁾	1999年	障害予防と障害者のリハビリ・社会包摂制度・政令		
台湾	- ⁴⁾	2007年	身心障害者權益保障法(2011, 2015年改正)		
ベトナム	◎	2010年	障害者法	2012年	障害者法実施の細目指針議定
カンボジア	◎	2009年	障害者の権利保護・促進法		
ラオス	◎	2014年	障害者に関する政令		
タイ	◎	2007年	障害者の生活の質の向上と発展に関する法律(2013年改正)	2005年	障害者・身体的弱者・高齢者のための建物内における設備を定める省令
				2012年	障害者アクセスの建物・場所・その他サービス提供・性質を定める省令
				2013年	障害者アクセスの建物・場所・車両・交通サービス提供・性質を定める省令
フィリピン	◎	1992年	障害者のマグナカルタ ⁵⁾ (2007, 2010, 2013, 2016年改正)	1983年	アクセシビリティ法
				2016年	テレビ字幕放送法
マレーシア	◎	2008年	障害者法	2014年	建造環境のユニバーサルデザイン・アクセシビリティ実務指針
シンガポール	◎			2013年	建造環境アクセシビリティ規則
インドネシア	◎	2016年	障害者法	2006年	建築物アクセシビリティ及び環境に関する省令
ブルネイ	◎				
東ティモール					
ミャンマー	◎	2015年	障害者の権利法		
バングラデシュ	◎	2013年	障害者の権利・保護法		
インド	◎	2016年	障害者の権利法		
ネパール	◎	2017年	障害者人権法		
ブータン	○				
スリランカ	◎	1996年	障害者権利保護法(2003年改正)	2006年	障害者(アクセシビリティ)規則
パキスタン	◎	1981年	障害者(雇用・リハビリテーション)令	2006年	アクセシビリティ規則
モルディブ	◎	2010年	障害法		

(出所) 筆者作成。

(注) 1) CRPDは「障害者権利条約」。◎は批准等, ○は署名を示す(2018年3月31日現在)。

2) 重要な改正年のみ表記。以下, 同じ。

3) 中国の障害者権利条約批准は, 香港, マカオへも適用される。

4) 台湾は2014年に身心障害者権利公約施行法を制定。

5) 正式名称は, 共和国法第7277号「障害者のリハビリテーション・自己開発・自立並びに社会の主流への統合及びその他の目的を定める法律」。

情報・サービスに対するアクセシビリティの保障が必要なことは認識されているものの、物理的なバリアフリー化と比べて情報のバリアフリー化に関する規定の整備は発展途上にある。アジア各国でも法整備が進むにつれて、アクセシビリティの権利の実現過程で矛盾が生じ始め、それが裁判紛争の形で現れている。たとえば、中国、タイ、インドを論じる章では、通常裁判所に加え、行政裁判所、最高裁判所にまであがった訴訟事例を詳述している。また、ベトナムを論じる章では、執筆者が現地で直接バリアフリーチェックを行い、現行法制と現実のアクセシビリティとの乖離を論じ、形式的バリアフリーに陥っていることを紹介している。法律や現場の整備が形式に陥らないためには、障害者権利条約の基本精神ともなっている障害当事者の参加が不可欠であり、韓国とインドの章では、障害当事者も参加する認証制度およびアクセシビリティ監査の重要性が論じられている。以下、各章の要約を紹介する。

第1章「韓国のアクセシビリティと法制度」は、建物や交通機関、情報アクセシビリティ確保のための法制度、特殊言語として手話を規定した韓国手話言語法、および差別禁止と正当な便宜（合理的配慮）を定めた「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」の運用と課題を柱に論じる。そして、韓国は、トリプルトラックアプローチともいえる方法で、障害者のアクセシビリティを確保しようとしているとする。すなわち、各種法律を根拠とした福祉サービスの提供や基準策定・目標値設定などの行政計画立案による制度、法律の基準を利用し、権利ある機関による認証を付与することで事業者インセンティブを与え誘導する制度、ならびに障害者差別禁止法に基づく権利保障型制度の3種の制度で構成されると指摘する。アクセシビリティは向上しているものの、課題として、認証の基準となる交通弱者法や障害者等の便宜法で定められた基準が、すでに、進歩する現在の技術やニーズの水準に達していないことが挙げられる。

第2章「中国におけるバリアフリー環境建設—アクセシビリティ法制の課題—」は、中国のアクセシビリティ法制の立法および実施上の課題、ならびに、障害当事者と障害者権利委員会による現状評価について考察する。障害者保障法とバリアフリー環境建設条例は、障害者などの社会構成

員が主体的に、道路、建築物、公共交通機関を利用し、情報やコミュニティ・サービスの獲得を推進することを目的に定められた。これらは障害者権利条約が謳うアクセシビリティ保障の枠組みをカバーするものの、中国ではアクセシビリティは権利としては打ち出されていない。バリアフリー化は進展してきているものの、問題の1つは、実施されているバリアフリー環境建設は、建設実績に主眼がおかれ、本来、障害者に便宜を提供すべきバリアフリー施設などは、障害者の視点を欠き、その結果、障害者が使用できない「バリアフリー」施設やサービスになっていることがあることである。

第3章「バリアフリー化の三角形からみるベトナムのアクセシビリティ」は、ベトナムにおけるバリアフリー化の三角形の三者の関係と社会の動きに着目し、ベトナムのバリアフリー化の経緯が先進国と異なったことにより、バリアフリー化にもたらした影響とその課題を明らかにする。バリアフリー化の法制には障害者、事業者、政府という直接のアクターが存在し、社会が傍観者から影響力ある観客となったときにバリアフリー化が実現する。しかし、ベトナムの場合は、障害者と事業者との対立構造が成立せず、社会の関与が低いまま、政府の主導による法制化が進められてきた。その結果、バリアフリーのハードウェアを有していながら、実用性を伴わないバリアフリー化、すなわち「形式的バリアフリー」の問題が生じている。障害者の不関与だけでなく、社会の不関与は、事業者の「形式的バリアフリー」の提供を助長し、真のアクセシビリティ向上を阻害する要因となっている。

第4章「タイにおける障害者アクセシビリティの法的保障と実現における問題」は、交通に代表される物理的アクセシビリティに焦点を当て、タイにおける障害者アクセシビリティに関する法制度の歴史の変遷と現状を検討する。また、この関連で、障害者が提起した高架鉄道に関する行政訴訟と民事訴訟をとりあげ、その法的問題および最高行政裁判所の判決などを検討する。2007年憲法および2007年障害者エンパワーメント法の起草では、障害当事者の積極的関与があり、その結果、「アクセス」や「利益を得る」などの文言が追加され、従前にはなかった、懲罰的損害賠償制度

や割当雇用制度義務違反者の公表制度などの新たな成果を得ることができた。しかし、2017年憲法では、障害者アクセシビリティに関する権利を保障する条項が削除されたため、今後の障害者行政および立法に影響があることが予想される。

第5章「フィリピンにおける障害者のアクセシビリティ法制」は、障害アクセシビリティ法制の発展は、アクセシビリティ概念の発展と大きくかかわるとして、アクセシビリティ法とテレビ字幕放送法の2つの法律の分析をとおして、障害者アクセシビリティの現在および今後の課題について論じる。フィリピンのアクセシビリティ法の成立はアジアのなかでは早く1983年には制定されていたが、障害者権利条約の批准にともない新しいアクセシビリティ法を制定する動きがある。また、これまで法の対象は主として物理的アクセシビリティにあったが、情報アクセシビリティに関連して、比較的短時間で、テレビ字幕放送法が2016年に成立している。通常こうした法律の制定には時間がかかるものであるが、フィリピンにおいては、従来とは異なるモチベーションが働いていることが推察される。さらに、政府の障害問題調整機関である全国障害者問題評議会（NCDA）が積極的に調整を進めていることが、理解を深め、その進展を早めることに寄与している。

第6章「インドにおける障害者のアクセシビリティ問題と法」は、2016年に制定された「障害者の権利法」の制定の過程における議論の推移、草案の段階で提出された条項の変遷などを検討する。また、障害者のアクセシビリティ向上のための政策として、政権主導で進められているアクセシブル・インド・キャンペーンを概観し、これに関連する判例として最高裁判所まで争われたラジブ・ラトリ判決をとりあげて考察する。アクセシブル・インド・キャンペーンは、大都市における政府機関の建築物のアクセシビリティ監査を求めており、障害者関連の民間団体などが監査機関となっている。これら連邦および州政府の建築物における障害者のアクセシビリティ確保を求めた公益訴訟が、ラジブ・ラトリ判決である。判決では、連邦政府および州政府に対して、具体的に改善すべき対象と期日を定めた11項目の指令が発せられた。このように障害者アクセシビリ

ティの改善については、裁判所も注視し、政策の実施と司法による監視はつながっていることがわかる。

おわりに

本書は、障害者のアクセシビリティに焦点を当て、障害者権利条約の諸規定を基準に、アジアの障害者が直面している施設、交通、情報、サービスなどへのアクセスの障壁ならびに解消に向けた法整備の実態を分析し、課題を明らかにすることを目的とした。

検討した対象国は、施設や交通のみならず、障害者権利条約が定める、情報・サービスに対するアクセシビリティの保障が必要なことを認識している。いずれの国もそれに対応して何らかの立法を行っていることが確認されており、アクセシビリティに関する法制度は、包括的な障害者法、個別のアクセシビリティ法、政令や省令、基準や標準などから構成されている。各国の法規は、施設、交通、情報のアクセシビリティを包含しているものの、その範囲、具体性、拘束力などは異なっている。とくに、従来は、物理的環境のみに焦点が当てられてきたため、情報のアクセシビリティに関する規定は、抽象的であったり、整備が進行中の状況にある。また、施設や交通のバリアフリー化は、漸進的な発展が認められているものの、期限を定めた立法や目標を定めた開発戦略を策定した国がある一方、漸進的に発展させると緩やかに規定するにとどまる国もある。

アクセシビリティに関する共通の課題は、立法や基準などの策定過程ならびに実施モニタリングにおいて障害当事者の参画が不十分なことである。障害当事者の働きかけが大きかったため、憲法や法律に当事者の意見が反映されたという例がある一方、障害当事者の不関与は、負の影響をもたらすこともあることが明らかになった。不関与の結果、立法内容などがアクセシビリティの保障ではなく、管理を重視していたり、バリアフリー施設として整備されても実際には利用できない「形式的バリアフリー」にとどまっていることがある。また、専門家の議論のなかでも「アクセシビ

リティ」は多様な意味をもち、障害者は不可視化されやすい状況にあることも判明した。「すべての人たちにとって」は、往々にして、女性と子供を包摂することを目的とし、障害者は周辺に追いやられることがある。バリアフリー化、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインなどは、当然、障害者を含む、社会全体へ裨益するものであるものの、社会全体への効用が強調されることによって、かえって障害者が不可視化されるおそれを抱えている。アクセシビリティは、障害者が主体的に社会参加するための前提であり、その視点に立って、法律や社会インフラの整備を行っていくことが重要となる。そのためにも、立法・計画から実施・モニタリングに至るまでのあらゆる段階で、障害当事者の参画が不可欠となっているといえよう。

本書では、障害者権利条約第9条が規定する施設、交通、情報、サービスなどへのアクセシビリティを中心に論じた。しかし、アクセシビリティは、移動の自由、情報の保障にとどまらず、障害者が自立して社会に完全かつ平等に参加するための前提条件であり、障害者のほかの諸権利の確保と密接にかかわる。アクセシビリティの不存在は、むしろほかの諸権利の確立を阻害しかねない。そこで、開発途上国の障害者の重要課題である雇用と教育の法整備に加え、それらの権利実現のために、今回検討したアクセシビリティ法制の整備がどのような影響を及ぼしているのかなども明らかにしていく必要があり、今後の研究課題として進めていきたい。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- アジア経済研究所図書館 2015. 「(特集) 図書館と障害者サービス——情報アクセシビリティの向上」『アジア研ワールド・トレンド』(234) 4月: 1-42.
- 上野俊行 2014. 「ベトナム社会におけるバリアフリー——東アジア三都市の公共交通機関のバリアフリー化と比較して」博士学術論文 東京大学 (https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=6530&file_id=14&file_no=1 2018年12月6日最終アクセス).
- 小林昌之編 2010. 『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』日本貿易振興機

構アジア経済研究所.

- 2012. 『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進』 日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 2015. 『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題』 日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 佐藤克志 2016. 「アジア諸国の建築物バリアフリー環境整備に関する法制度体系」『福祉のまちづくり研究』 18(2): 11-22.
- 杉野昭博 2007. 『障害学——理論形成と射程』 東京大学出版会.
- 高嶺豊 2008. 「障害と開発——インフラ事業におけるアクセシビリティの国際的動向」『人間科学』 21: 79-115.
- 日本福祉のまちづくり学会 2010. 「(特集) アジアのバリアフリー／ユニバーサルデザイン環境」『福祉のまちづくり研究』 12(1・2): 1-32.
- バリアフリー新法研究会 2007. 『Q & A バリアフリー新法——高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律の解説』 ぎょうせい.

〈英語文献〉

- CRPD (Committee on the Rights of Persons with Disabilities) 2014. “General Comment No.2 (2014) Article 9: Accessibility,” CRPD/C/GC/2, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Eleventh Session, 31 March-11 April 2014.
- ESCAP (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) 1995. “Promotion of Non-Handicapping Physical Environments for Disabled Persons: Guidelines,” ST/ESCAP/1492, New York: UN (<http://www.dinf.ne.jp/doc/english/intl/z15/z15009g/z1500901.html> 2018年4月27日最終アクセス).
- UN (United Nations) 1983. *World Programme of Action Concerning Disabled Persons*, New York: UN.
- 2012. *Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific*, ST/ESCAP/2648, Bangkok: UN (<http://www.unescap.org/sites/default/files/Incheon%20Strategy%20%28English%29.pdf> 2018年4月27日最終アクセス).